

政統発 0304 第 4 号
令和 7 年 3 月 4 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)
(公印省略)

令和 7 年度福祉行政報告例の実施について (依頼)

社会福祉統計業務につきましては、平素から特段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 19 条による統計調査である、令和 7 年度福祉行政報告例を下記のとおり実施いたしますので、報告表の提出についてよろしくお願いいたします。

記

1 報告の目的・必要性

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的としている。

調査結果は、重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料として活用されており、例えば、普通交付税に関する省令（昭和 37 年自治省令第 17 号）に基づく普通交付税の額の算定の基礎資料としていることなどが挙げられる。

公的統計は、「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」であり（法第 1 条）、公的統計が安定的に作成等されることは、我が国経済の健全な発展と国民生活の向上に重要な役割を果たすものである。

貴職におかれては、福祉行政報告例が福祉分野の情報基盤として様々な利用者の適切な意思決定に用いられていることを認識いただき、本調査への御対応をお願いする。

2 報告の対象、種類及び報告事項

- (1) 都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。
- (2) 報告の種類及び報告事項は別表に掲げるものとする。

3 報告の方法及び系統

都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別表に掲げる所定の報告事項について、定められた期限までに、オンラインにより厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）に提出する。

4 集計及び結果の公表

厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が行い、報告結果は、福祉行政報告例として公表するとともに厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/>）及び政府統計の総合窓口（<https://www.e-stat.go.jp/>）に掲載する。

5 その他

- (1) 本調査に関する記入要領は、正確な報告のための注意点をまとめたものである。記入要領では分からない点があれば、当省に問い合わせいただきたい。
- (2) 「報告表」及び「記入要領及び審査要領」については、「政府共通NW/LGWAN 掲示板システム」（<https://gsbbs.gex.hq.admix.go.jp/lgwan/>）に掲載する。
- (3) 報告表の提出については別途通知する。

(別表)

福祉行政報告例報告表一覧

表番号	報告表	種類	報告期限	東京都	道府県	指定都市	中核市
第14	身体障害者手帳交付台帳登載数（身体障害者福祉法）	年度報	調査対象年度の翌年度5月末	○	○	○	○
第17	身体障害者更生相談所における処理（障害者総合支援法・身体障害者福祉法）			○	○	○	
第18	身体障害者・児の補装具費の支給（購入・修理・借受け・借受け修理）（障害者総合支援法）			○	○	○	○
第18の2	難病患者等の補装具費の支給（購入・修理・借受け・借受け修理）（障害者総合支援法）			○	○	○	○
第18の3	身体障害者・児の特例補装具費の支給（購入・修理）（障害者総合支援法）			○	○	○	○
第18の4	難病患者等の特例補装具費の支給（購入・修理）（障害者総合支援法）			○	○	○	○
第19	自立支援医療（身体障害者の更生医療）（障害者総合支援法）			○	○	○	○
第21	自立支援医療（精神障害者・児の精神通院医療）（障害者総合支援法）			○	○	○	
第21の2	自立支援医療における所得区分の状況（障害者総合支援法）			○	○	○	○
第21の3	市町村における相談支援（障害者総合支援法）			○	○	○	○
第22の2	自立支援医療（身体障害児童の育成医療）（障害者総合支援法）			○	○	○	○
第25	障害児福祉手当等の認定及び受給資格者異動状況（特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び国民年金法等の一部を改正する法律）	月報	調査月の翌月末	○	○	○	
第26	特別児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）			○	○	○	
第27	知的障害者更生相談所における処理（知的障害者福祉法）	年度報	調査対象年度の翌年度5月末	○	○	○	
第31	療育手帳交付台帳登載数（知的障害者福祉法）			○	○	○	
第32	老人ホーム・在所者（老人福祉法等）			○	○	○	○
第33	介護老人ホームの措置人員（4月1日現在）（老人福祉法）			○	○	○	○
第35	老人クラブ・会員数（老人福祉法）			○	○	○	○
第39	民生委員（児童委員）の推薦状況（民生委員法）			○	○	○	○
第40	民生委員（児童委員）の活動状況（民生委員法・児童福祉法）			○	○	○	○
第41	社会福祉法人数・認可件数及び社会福祉連携推進法人数・認定件数（社会福祉法）			○	○	○	○
第42	社会福祉法人等に対する指導・監督（社会福祉法等）			○	○	○	○
第62	戦傷病者手帳交付台帳登載数（戦傷病者特別援護法）			○	○		
第63	戦傷病者等の療養の給付・療養費の支給及び療養手当受給者数並びに更生医療給付決定件数（戦傷病者特別援護法）			○	○		
第64	戦傷病者の補装具支給及び修理（戦傷病者特別援護法）	○	○				
第65	戦傷病者乗車券引換証受給者数（戦傷病者特別援護法）	○	○				
第66	給付金の種類別被給付世帯数及び被給付人員（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）	○	○	○	○		
第67	給付の開始・廃止及び変更（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）	○	○	○	○		
第68	性・年齢階級別被給付人員（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）	○	○	○	○		
第69	医療支援給付人員（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）	○	○	○	○		
第70	介護支援給付人員（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）	○	○	○	○		
第71	世帯の労働力類型別被給付世帯数（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）	○	○	○	○		